

制政治に在りと結論し得るのである。

四、政黨政治の解消と三權分立の確立

我議會政治の現状は以上述べた通りであるから、之が改革の爲め、現に衆議院議長主宰の下に、議會肅清委員會が企てつゝある議事規則の改正や、議長の特遇、副議長の増員などの諸考案や、又は政黨の聯携運動などは全く枝葉末節であり、或は全然的はづれであつて、到底其目的を達し得べきではない。須らく其腐敗墮落、横暴、越權の根本に向て斷乎たる改革のメスを加へねばならぬことは餘りに明白である。即議會政治改革の第一要件は議會の越權を正常の軌道に引戻すことであり、第二要件は政黨其物の淨でなければならぬ。故に先づ第一要件から吾人の主張を明にする。

吾人は松岡洋右氏の主張と異り、政黨が淨化せられ、正しく民意を代表する限り、議會に於ける政黨を否認しようとする者ではない。否寧ろ之れが立憲政治の常態で、能く民意を國政に反映せしむる所以であると考へる。併しながら只議會の多數黨が本然の使命たる協賛權の埒を越へて、政權を獲得し、若くは司法權、統帥大權等を干犯せんとする爲めに、我憲法の精神たる三權分立制を破壊して政黨の專制政治を現出し、政治の腐敗濁瀾悉く其原因を此所に發するのであるから、之が正常化は絶対に必要の條件である。即ち議會と政府との間に截然たる障壁を設け、帝國議會の議員及所屬政黨員は國務大臣は勿論、一切の官吏に任命せらるゝを得ざることを規定すれば足りるのである。是れ所謂政黨政治の解消であつて、之に依つて始めて三權分立制を確立し、政治の腐敗墮

落を救ひ得るのである。

政黨政治家は勿論此の如き改革に反對して云ふであらう。かかる制度の下に於て政府と議會とは絶えず衝突し憲政の運用は困難である。併しながら政府と議會との衝突は議會創設の藩閥内閣以來多く政策に關する意見の相違ではなく、其大部分は政權争奪の爲めの衝突である。縱令政見の相違の如き外觀を呈しても之れは單に表面を粉飾するカモフラージュに過ぎずして究極の目的は内閣打倒にあつた。故に三權分立制の確立に依つて議會が内閣を倒すも政見獲得の望なきに至れば、政權争奪の爲の衝突は全く跡を絶ち、稀に衝突が起るとしても、之は全く國家本位、政策本位のものであるから、毫も憂ふるに足らぬのみか、寧ろ之に依つて民意を代表した議會の監督權が行使せられ、政府の専横を抑へ得べく、若し又政府が議會の主張を不當と信じた場合には、政府は衆議院の解散を奏請して民意に問ふことも出来るのである。故に政黨政治の解消も三權分立制の確立は、毫も憲政の運用を困難ならしめないのみか、寧ろ政府議會相互の牽制作用に依つて、兩者の何れにも國利民福を度外した専横を許さない効果を收め、茲に始めて立憲政治の眞精神を發揮することが出来るのである。

以上の所論は吾人の昨年より主張し來つた所であるが、(明倫九月號主張)近時諸方面に共鳴者を得たことを喜ぶ。現に従來議會萬能主義を以て目せられ、吾人と甚しく議會政治に關する所見を異にした美濃部博士すらが、最近發表した其意見に於て

私は現代の社會轉換期に於ては社會情勢が、最早議會をして過去に於ける様な働きをなすことを不可能ならし